

消防用設備等の設置に係る運用基準



大阪・関西万博会場
提供：2025年日本国際博覧会協会

大阪市消防局

平成28年4月1日

第1章から第10章までの基準は、消防法（昭和23年法律第186号）第17条、同法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）及び同法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。）並びに大阪市火災予防条例（昭和37年大阪市条例第14号。以下「条例」という。）の規定により設置する消防用設備等について、第11章及び第12章の基準は、条例第3条の4、条例第9条の2の2、第12条、第12条の2、第13条及び第14条に規定する火炎伝走防止装置及び電気設備の位置、構造及び管理について、第13章の基準は、令第13条、規則第6条及び条例第41条の規定により電気設備及び火気使用設備に設置する消火設備について、運用上必要な事項を示すことを目的とする。

目 次

第1章 消火設備

第1節 消火器具

第1	消火器	1
第2	簡易消火用具	2
第3	大型消火器	2
第4	特例基準	2

第2節 屋内消火栓設備

第1	用語の意義	5
第2	易操作性1号消火栓、2号消火栓又は広範囲型2号消火栓の設置	6
第3	水源	6
第4	加圧送水装置等	18
第5	配管	25
第6	屋内消火栓箱	29
第7	屋内消火栓	29
第8	1号消火栓（易操作性1号消火栓を除く。）のホース及び筒先	29
第9	設置単位	30
第10	非常電源及び配線	30
第11	総合操作盤	30
第12	特例基準	30
別記1	加圧送水装置の固定配管に使用する可撓管継手の基準	34
別記2	結合金具に接続する消防用接続器具の構造、性能等に係る技術基準	39

第3節 閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備

第1	用語の意義	46
----	-------	----

第2	水源	46
第3	加圧送水装置等	46
第4	配管	49
第5	送水口	51
第6	制御弁	52
第7	自動警報装置	52
第8	末端試験弁	53
第9	ヘッドの設置方法	53
第10	補助散水栓	56
第11	設置単位	56
第12	非常電源及び配線	56
第13	総合操作盤	56
第14	特例基準	57

第3節の2 特定施設水道連結型スプリンクラー設備

第1	用語の意義	65
第2	特定施設水道連結型スプリンクラー設備の類型	65
第3	特定施設水道連結型スプリンクラー設備を構成する配管系統の範囲	67
第4	水源	68
第5	加圧送水装置等	69
第6	配管	71
第7	制御弁	72
第8	末端試験弁	72
第9	ヘッドの設置方法	73
第10	非常電源	73
第11	配線	73
第12	電源	73
第13	総合操作盤	74
第14	特例基準	74

第4節 開放型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備

第1	用語の意義	76
第2	水源	76
第3	加圧送水装置等	76
第4	配管	78
第5	放水区域	78
第6	一斉開放弁又は手動式開放弁	79
第7	送水口	79

第 8	制御弁	79
第 9	自動警報装置	79
第10	ヘッドの設置方法	79
第11	設置単位	80
第12	非常電源及び配線	80
第13	総合操作盤	80
第14	特例基準	80
第5節	放水型ヘッド等を用いるスプリンクラー設備	
第 1	用語の意義	81
第 2	高天井の部分の取り扱い	81
第 3	水源	82
第 4	加圧送水装置等	83
第 5	配管	84
第 6	放水区域	84
第 7	送水口	85
第 8	制御弁	85
第 9	放水型ヘッド等の設置方法	85
第10	設置単位	85
第11	非常電源及び配線	85
第12	放水型ヘッド等を用いるスプリンクラー設備の認定評価について	86
第13	総合操作盤	86
第14	特例基準	86
第6節	水噴霧消火設備	
第 1	用語の意義	88
第 2	水源	88
第 3	加圧送水装置等	89
第 4	配管	90
第 5	放射区域	90
第 6	一斉開放弁又は手動式開放弁	91
第 7	制御弁	91
第 8	自動警報装置	91
第 9	ヘッド	91
第10	設置単位	91
第11	非常電源及び配線	91
第12	総合操作盤	92
第13	特例基準	92

第7節	泡消火設備（低発泡を用いるもの）	
第1	用語の意義	93
第2	固定式に関する基準	93
第3	移動式に関する基準	97
第4	設置単位	103
第5	非常電源及び配線	103
第6	総合操作盤	103
第7	特例基準	103
第8節	不活性ガス消火設備（二酸化炭素を放射するもの）	
第1	用語の意義	105
第2	全域放出方式に関する基準	105
第3	局所放出方式に関する基準	116
第4	移動式に関する基準	117
第5	非常電源及び配線	120
第6	総合操作盤	120
第7	特例基準	120
別記1	不活性ガス消火設備（二酸化炭素を放射するもの）の操作箱の基準	122
別記2	不活性ガス消火設備（二酸化炭素を放射するもの）の逃がし弁の基準	124
別記3	工事、整備及び点検時においてとるべき措置の具体的内容及び手順の例	125
第8節の2	不活性ガス消火設備（窒素・I G-55・I G-541を放射するもの）	
第1	用語の意義	131
第2	全域放出方式に関する基準	131
第3	非常電源及び配線	134
第4	総合操作盤	134
第5	特例基準	134
第9節	ハロゲン化物消火設備（ハロン1301を放射するもの）	
第1	用語の意義	135
第2	設置場所	135
第3	全域放出方式に関する基準	136
第4	局所放出方式に関する基準	138
第5	移動式に関する基準	139
第6	非常電源及び配線	140
第7	総合操作盤	140
第8	特例基準	140

第9節の2 ハロゲン化物消火設備（H F C－23・H F C－227ea・F K－5－1－12を放射するもの）

第1	用語の意義	141
第2	全域放出方式に関する基準	141
第3	非常電源及び配線	142
第4	総合操作盤	143
第5	特例基準	143

第10節 粉末消火設備

第1	用語の意義	144
第2	全域放出方式に関する基準	144
第3	局所放出方式に関する基準	146
第4	移動式に関する基準	147
第5	非常電源及び配線	147
第6	総合操作盤	147
第7	特例基準	147

第11節 屋外消火栓設備

第1	用語の意義	150
第2	水源	150
第3	加圧送水装置等	150
第4	配管	151
第5	屋外消火栓箱	151
第6	屋外消火栓（ホース接続口）	151
第7	ホース及び筒先	152
第8	設置単位	152
第9	非常電源及び配線	152
第10	総合操作盤	152
第11	特例基準	152

第12節 動力消防ポンプ設備

第1	用語の意義	154
第2	水源	154
第3	常置場所	154
第4	放水用器具	154
第5	標識	154
第6	特例基準	155

第2章 警報設備

第1節 自動火災報知設備

第1	用語の意義	156
第2	警戒区域	157
第3	受信機	157
第4	感知器	160
第5	中継器	179
第6	音響装置	179
第7	発信機及び表示灯	183
第8	副受信機	183
第9	電源	183
第10	配線	184
第11	総合操作盤	189
第12	特例基準	189

第2節 ガス漏れ火災警報設備

第1	用語の意義	203
第2	機器	203
第3	警戒区域	204
第4	受信機	204
第5	ガス濃度指示警報装置	204
第6	検知器	204
第7	中継器	207
第8	警報装置	207
第9	電源及び配線	207
第10	総合操作盤	207
第11	特例基準	207

第3節 漏電火災警報器

第1	用語の意義	208
第2	契約電流容量の算定方法	208
第3	設置場所及び設置方法	209
第4	電源及び配線	213
第5	特例基準	214

第4節 消防機関へ通報する火災報知設備（火災通報装置）

第 1	用語の意義	218
第 2	歩行距離の測定	218
第 3	設置場所及び設置方法	218
第 4	電源及び配線	228
第 5	特例基準	229
第 6	設置推進対象物	230
第 7	規制外対象物に係る取り扱い	230
第 5 節	非常警報設備（非常ベル又は自動式サイレン）	
第 1	用語の意義	231
第 2	設置場所及び設置方法	231
第 3	電源及び配線	232
第 4	特例基準	232
第 6 節	非常警報設備（放送設備）	
第 1	用語の意義	233
第 2	機器	234
第 3	設置場所及び設置方法	234
第 4	電源及び配線	241
第 5	総合操作盤	241
第 6	特例基準	241
別記	放送設備のスピーカーの性能に応じた設置ガイドライン	245

第 3 章 避難設備

第 1 節	避難器具	
第 1	用語の意義	264
第 2	避難器具の選定	264
第 3	設置位置等の基準	264
第 4	避難器具専用室	272
第 5	特定一階段等防火対象物又はその部分に設ける避難器具の取り扱い	272
第 6	標識	272
第 7	設置場所の明るさの確保	273
第 8	特例基準	273
第 2 節	誘導灯及び誘導標識	
第 1	用語の意義	284
第 2	避難口誘導灯	284

第 3	通路誘導灯	294
第 4	客席誘導灯	298
第 5	誘導標識	300
第 6	電源及び配線	306
第 7	総合操作盤	306
別記	誘導灯の消灯並びに点滅機能及び音声誘導機能を 有する誘導灯の各装置の接続例	307

第 4 章 消防用水

第 1	用語の意義	314
第 2	水源	314
第 3	取水部の設置場所	317
第 4	標識	317
第 5	特例基準	318

第 5 章 消火活動上必要な施設

第 1 節 排煙設備

第 1	用語の意義	319
第 2	設置方法	319
第 3	非常電源及び配線	319
第 4	不活性ガス消火設備及びハロゲン化物消火設備に係る取り扱い	320
第 5	総合操作盤	320
第 6	特例基準	320

第 2 節 連結散水設備

第 1	用語の意義	322
第 2	送水口	322
第 3	選択弁	324
第 4	配管	324
第 5	送水区域の設定	325
第 6	加圧送水装置及び水源	326
第 7	散水ヘッド	327
第 8	系統図	327
第 9	排煙設備に係る取り扱い	327
第 10	非常電源及び配線	327
第 11	総合操作盤	327
第 12	特例基準	327

第3節	連結送水管	
第1	用語の意義	328
第2	送水口	328
第3	配管等	329
第4	放水口	331
第5	放水用器具格納箱	333
第6	加圧送水装置等	333
第7	非常電源及び配線	336
第8	総合操作盤	336
第9	特例基準	337
第4節	非常コンセント設備	
第1	設置方法	339
第2	総合操作盤	341
第3	特例基準	341
第5節	無線通信補助設備	
第1	用語の意義	342
第2	使用周波数	342
第3	設置方法	342
第4	総合操作盤	346
別記1	漏えい同軸ケーブル、同軸ケーブル及び空中線の性能及び材質	347
別記2	耐熱形漏えい同軸ケーブル、耐熱形同軸ケーブル及び 耐熱形空中線の性能及び材質	349
別記3	耐熱箱の性能及び材質	353
第6章	非常電源	
第1	用語の意義	354
第2	非常電源の設置種別	354
第3	非常電源専用受電設備	354
第4	自家発電設備	358
第5	蓄電池設備	366
第6	燃料電池設備	368
第7	非常電源回路等	369
第8	特例基準	379
別記1	負荷出力合計（K）の算出方法	395
別記2	発電機出力係数（R G）の算出方法	402
別記3	発電機出力係数（R G）の算出式（詳細式）	408

別記 4	原動機出力係数（R E）の算出方法	411
別記 5	原動機出力係数（R E）の算出式（詳細式）	416
別記 6	諸元表	418

第 7 章 総合操作盤

第 1	用語の意義	430
第 2	総合操作盤の設置	431
第 3	防災センター等	434
第 4	特例基準	434

第 8 章 必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等

第 1 節 パッケージ型消火設備

第 1	用語の意義	441
第 2	設置要件	441
第 3	設置維持の基準	441
第 4	特例基準	441

第 2 節 パッケージ型自動消火設備

第 1	用語の意義	444
第 2	設置要件	444
第 3	設置維持の基準	444
第 4	特例基準	449

第 3 節 特定駐車場用泡消火設備

第 1	用語の意義	450
第 2	特定駐車場用泡消火設備の区分	450
第 3	水源	452
第 4	泡消火薬剤	452
第 5	加圧送水装置等	452
第 6	配管	452
第 7	一斉開放弁	453
第 8	制御弁	453
第 9	自動警報装置	453
第 10	末端試験弁	453
第 11	ヘッドの設置方法	453
第 12	閉鎖型泡水溶液ヘッド、開放型泡水溶液ヘッド 及び感知継手の認定評価について	453

第13	特定駐車場用泡消火設備の構成機器等の組み合わせに係る 特定機器評価（総合評価）について……………	454
第14	設置単位……………	454
第15	非常電源及び配線……………	454
第16	総合操作盤……………	454
第17	特例基準……………	454
第4節	特定小規模施設用自動火災報知設備	
第1	用語の意義……………	456
第2	特定小規模施設用自動火災報知設備の構成……………	456
第3	警戒区域……………	457
第4	受信機……………	458
第5	感知器……………	458
第6	中継器……………	458
第7	音響装置……………	458
第8	発信機……………	459
第9	副受信機……………	459
第10	電源……………	459
第11	配線……………	459
第12	無線式……………	459
第13	性能規定……………	460
第14	特例基準……………	460
第5節	複合型居住施設用自動火災報知設備	
第1	用語の意義……………	462
第2	警戒区域……………	462
第3	受信機……………	462
第4	感知器……………	462
第5	中継器……………	463
第6	音響装置……………	463
第7	発信機……………	464
第8	副受信機……………	464
第9	電源……………	464
第10	配線……………	464
第11	無線式……………	464
第6節	加圧防排煙設備	
第1	用語の意義……………	465

第2	適用対象	465
第3	設置方法	465
第4	非常電源及び配線	471
第5	総合操作盤	471
第6	特例基準	471
第7節 特定共同住宅等		
第1	用語の意義	472
第2	共住省令	473
第3	位置・構造告示	474
第4	構造類型告示	490
第5	共同住宅用スプリンクラー設備	505
第6	共同住宅用自動火災報知設備	506
第7	住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備	507
第8	特例基準	508
第9章 配管の摩擦損失水頭		
第1	用語の意義	514
第2	配管の摩擦損失	514
第3	ループ配管	514
第10章 標識類		
第1	標識の表示基準	533
第11章 火炎伝走防止装置		
第1	用語の意義	542
第2	設置対象範囲等	542
第3	消火装置	543
第4	燃料供給の連動停止等	548
第5	ダクトの風速及びダンパー	548
第6	電源・配線	548
第7	防火ダンパー	549
第8	排気ダクト等	549
第12章 電気設備		
第1	燃料電池発電設備	550
第2	変電設備	551
第3	急速充電設備	555

第 4	内燃機関を原動力とする発電設備	557
第 5	蓄電池設備	560
別記	電気機械器具の外郭による保護等級（I Pコード）について （日本産業規格 J I S C0920）	563

第13章 電気設備及び火気使用設備に係る消火設備

第 1	電気設備が設置されている部分に関する基準	565
第 2	多量の火気を使用する部分に関する基準	567
第 3	特例基準	569
第 4	その他の取扱い	571

第14章 雑則

第 1	その他	573
-----	-----	-----

凡 例

無印：法令基準

消防法、消防法施行令、消防法施行規則及びこれらに基づく消防庁長官告示並びに大阪市火災予防条例により規定されている消防用設備等の設置及び維持に関する技術上の基準並びに電気設備等の位置、構造及び管理の基準（消防庁予防課長通知等で示されている法令解釈基準を含む。）

◆：行政手続法上の行政指導に該当する事項（行政指導基準）

本市における地域特性、設置実績、災害発生状況等の実績に鑑み、上記法令基準以外の基準について、防火安全性の向上を図ることを目的として定めた行政指導基準